

平成 27 年 6 月 5 日

各 位

ヤマト インターナショナル株式会社

I R 室

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定について

平成 27 年 5 月 1 日に施行された会社法の改正を踏まえ、当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり一部改定いたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させる。
  - (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
  - (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  - (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社的対応は I R 室が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営審議会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
  - (3) 取締役会により策定された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとする。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規定により運営するものとする。  
経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとする。  
取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
  - (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとする。  
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - (3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付ける。
  - (4) 内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長および監査役等に報告するものとする。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる。  
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。  
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
  - (2) 監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
8. 上記7.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底する。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
  - (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認める。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組むものとする。  
また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取組むものとする。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

以上